

平成22年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成23年1月31日)

1 日 時

平成23年1月31日(月)

午後 1時03分 開会

午後 3時20分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第1特別委員会室

3 議 事

- (1) 廃棄物処理計画の改定について
- (2) 水環境保全基本計画の改定について
- (3) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について
- (4) その他

4 出席委員

佐藤俊彦 佐藤幹雄 津金要雄 中井勝己 長林久夫 浜津三千雄  
福島哲仁 星サイ子 堀金洋子 和田佳代子 渡部チイ子(以上、11名)

5 欠席委員

稲森悠平 後藤忍 高荒智子(以上、3名)

6 事務局出席職員

(生活環境総室)

渡辺 生活環境総務課主幹

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長(環境保全担当)

上野 一般廃棄物課長

齋藤 産業廃棄物課長

高橋 不法投棄対策室長

猪狩 水・大気環境課長 他

7 議事内容

- (1) 開会(司会) 渡辺生活環境総務課主幹
- (2) 長林議長(第2部会長)から、議事録署名人を佐藤俊彦委員と中井委員にすることとされた。
- (3) 議事(1) 廃棄物処理計画の改定について  
◆資料1-1等により事務局(上野一般廃棄物課長等)から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(佐藤俊彦委員)

まず、用語の統一をしてはどうか。

第5章は「廃棄物の不法投棄防止対策」についてだが、その中には一般廃棄物も含まれている。また、第6章では「廃棄物の適正処理のためのその他の事項」としているが、これにも一般廃棄物が含まれているものと解釈している。

それらのことから、単に「廃棄物」という場合には、一般廃棄物及び産業廃棄物を合わせて呼ぶものであると思われるので、産業廃棄物に関することについては「産業廃棄物」と明確にすることが必要だろうと思う。

また、単に「施設」ではなく、「処理施設」に統一してはどうか。

(上野一般廃棄物課長)

確かに、第5章、第6章については、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれに該当する部分がある。用語の整理については、検討させていただく。

(佐藤俊彦委員)

次に、廃棄物処理法との整合性だが、今回、平成22年度の法改正により「優良な産業廃棄物処理業者に係る特例制度」が新設され、これまでの優良評価制度は廃止されていると理解している。本文中の制度が、この廃棄物処理法に規定される制度を示すものであれば、明確にすることが必要であると考えているが、いかがか。

(齋藤産業廃棄物課長)

現行の優良評価制度が廃止になることは承知している。本文の表現と、法律で用いている表現との整合を取るべきとのことについては、今後整理させていただく。

(佐藤俊彦委員)

最後に、先ほどの説明でパブコメが13件あったという、今回一番の問題である県外廃棄物の取扱いについてだが、再三再四、この審議会でも話をしてきたが、この20%の枠をなんとか撤廃できないものか。

審議会委員の皆さんにもご覧いただいたクリーンテックの処分場等を見れば、これまでの処分場とは遙かに精度が違い、安全安心が優先していることがわかると思うが、処理施設の構造基準が高精度化してきているということがある。なおかつ、県内の産業廃棄物が減少しているという非常に大きな問題がある。それから現在、県は事前協議制を採っており、それにより各振興局において規制が課せられているという問題がある。許可更新時、施設増設時等には経理的基礎が大変重要だが、これがネックになるという懸念がある。

どんどんやりなさいと言っているながら、後ろを見たら20%という足がスカートを踏んでいて、どうしても前に進めないというのが現状ではないかと思っている。

県外廃棄物20%の取扱いについて、もう一度説明願う。

(齋藤産業廃棄物課長)

私どもとしては、パブコメや今のような御意見も踏まえた上で、「近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していく」という案を提示した。

(佐藤俊彦委員)

どうしても「20%」を取り去れないということであれば、我々としては大変残

念なことだと思うが、それであれば、中核市並びに各振興局に対し、取扱いの統一化を図ってもらいたい。というのは、あくまでもこれは「目標値」であるが、20%が一人歩きをして、最終的には「規制値」になりかねないと懸念しているからである。

(齋藤産業廃棄物課長)

中核市及び各振興局間の指導のばらつきについて御心配されているものと思うが、県の考え方については、中核市及び各振興局と十分に意思疎通を図って、統一的に運用していくようにしたい。

(長林議長)

47頁で、「20%以下を目標としつつ」とあり、その後に「県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導」とあるが、これは具体的に何を意味しているのか。

(齋藤産業廃棄物課長)

県内物が減れば、当然、処理業者の経営基盤にも影響がないという訳にはいかない。例えば、県内物の減少によって影響をまろに受けるような業者については、3年とか5年とかの複数年度で見て県外物2割を守ってもらうとか、具体的な手法については今後詰めなければならないが、そういった運用を、各振興局や中核市に対して要請していくという意図である。

(長林議長)

処理計画の骨子の大きなところは処分場の残余年数の確保にあるように思うが、それらを配慮した上で、といった言葉が入ると、業界のほうでも方向性が見えてくるのではないかと。これだけを見ると、目的が見えないような感じがする。

(齋藤産業廃棄物課長)

47頁の「現状」のところ「残余年数確保の観点から」と記しており、また、同頁の22行目でも「残余年数確保の観点から」と記している。十分ではないかもしれないが、そういった記述はなされている。

(長林議長)

そういったことが酌み取れるような形であればよろしいかと思う。

(佐藤俊彦委員)

平成22年1月15日付けで、国の中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会が発行した「廃棄物処理制度専門委員会報告書」があるが、その中に「地方自治体の運用」というものがあり、「国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策について、その内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけていくことが必要と考えられる。」とある。

資料1-3のNo.42で、このことについてどのように考えるかとのパブコメ意見に対し、自治体の方針、判断が基本であると考えたとの回答をしているが、国が「こういう方向でやろう」というのに対して、「我々は我々だ」という感じに見えるが、これはいかがなものか。

(齋藤産業廃棄物課長)

そこに記述のとおり、基本的に私どもの判断だと思っている。

国のそのような考えももちろん承知はしているが、県民の考えにも配慮しなくては

ならない。県で毎年行っている県政世論調査で、今回、廃棄物についての意識調査を行っているが、県民の回答を見ると、県外物は一切受け入れるべきでないという回答が44%を占めている。そういった意見もある中で、国の報告書のとおりに従うのもどうかと考える。

(佐藤俊彦委員)

国からこういう方向性が出ているのだから、ある程度は県としてもそういう方向に進みますよという文言は入らないものか。

(齋藤産業廃棄物課長)

今、お話したとおりである。

(長林議長)

先ほどより話が出ている47頁の文言について、提案どおりでよいかどうか、他の委員から御意見をいただけるとありがたいが。

行政の立場から、津金委員、何か御意見はないか。

(津金委員)

47頁については特にはない。

それとは別だが、10頁の図、一人当たりのごみの排出量となっているが、これは地域全体の排出量、つまり、事業所からの排出量も含んだものということによるのか。

(上野一般廃棄物課長)

この表については、基本的に一般廃棄物についての項目なので、事業所からの廃棄物については、いわゆる事業系一般廃棄物と言われるものが入っている。産業廃棄物については、ここには入っていない。

(津金委員)

私どもの猪苗代町では、事業所といえば旅館とかホテルとかであり、そこから排出されるものと一般家庭からのものぐらいしか、多分無いと思うのだが、図を見ると、排出量がかなり多い。これはどうしてか。

(上野一般廃棄物課長)

都市部は別にして、人口が比較的少ないところで排出量が多いのは、例えば、檜枝岐とか北塩原とか会津若松とか、観光地であるところが目立つ。これは、旅行者から排出される量がかかなりあるためと考えられ、従って、旅行者が泊まる旅館等からの排出量がそれなりにあるのだろうと思われる。

(福島委員)

細かいことだが、3頁の図2-1、産業廃棄物の「燃え殻、汚泥など」の「な」は改行したほうがよいのではないか。

それから、22頁の7行目、「生ごみのたい堆肥化」となっている。

また、「とりくみ」を名詞で用いる場合は「取組」とするのが一般的で、文部科学省でもそのように言っているが、この文章は全体的に「取組み」となっている。

一方で、22頁の12行目では「取組」としており、統一が必要と思われる。

(長林議長)

事務局は、御指摘のあった部分について訂正願う。

他に御意見がなければ、佐藤委員から御意見のあった47頁の件であるが、事務局としては提案のとおりとしていきたいとのことだが、佐藤委員としては、この文章を生かすとすれば、どのような案があるかお聞かせいただきたい。

(佐藤俊彦委員)

20%の目標値は削れないということなので、これはあくまでも「目標」なんだということ、部長通達とか担当の通達とか、対外的に出ない形のものでもよいので、各振興局の担当者等がきちんとわかるようにしていただきたいということを要望して、呑むしかないのかと思っている。

それと、資料1-3の最後の欄に、「全体として法の遵守をもとに規制的側面が強く、循環型社会の取組みや業者の育成に関する視点に欠けるきらいがある」とあるが、まさしく私もそのとおりだと思っている。その対応として、「特例優良許可制度の利用促進等々」と書かれているが、本年の4月1日から施行される改正廃棄物処理法では、環境省がよくここまで、というような、我々業者にとって良い部分が新たに盛り込まれているので、福島県としても前向きな形で考えていただきたい。規制だけが指導ではないので、そこを踏まえてお願いしたい。

(長林議長)

特例優良許可制度という、これまで無かったものが盛りこまれたということで、ある程度、このパブコメの指摘に対しての答えにはなっていると考えるということではよろしいか。

47頁の件で私が気になったのは、この文章の中で「状況を踏まえながら指導していく」ということの内容がちょっと掴みにくいと思ったので、ここをうまく表現してもらえるとありがたいと思うが、ここは懸案ということではよろしいか、それとも県としてはこの表現で行くのか。

(高松生活環境部次長)

47頁の22行目以下にもあるとおり、県内物が減少傾向にあることは、この計画の現状分析等の資料により、我々も承知しているところである。

再度、この文章の読み方を整理すると、まず、県外廃棄物の取扱いを定めたのは、最終処分場の残余年数確保の観点からであり、その観点から20%以下を目標とはするが、産業廃棄物が減少傾向にあるということは承知しているし、また今後それがどう動いていくかもわからないので、それを踏まえて各処理業者を指導していくということである。

なお、佐藤委員から御指摘のあった、各振興局間あるいは中核市における取扱いについては、不揃いが生じないようにやっていくのは行政として当然のことで、この計画が認められれば、4月以降、それを徹底するような対応を取っていきたい。

景気の動向等によって、今後どうなっていくのか不透明な部分があるため、我々としてもこういった表現にせざるを得ない部分があるということについては、御理解いただきたいと思う。

(津金委員)

家庭から出るごみと事業所から出るごみについて、一般廃棄物と産業廃棄物という分け方をするという事はわかる。だが、優良たい肥製造施設で製造されたたい肥等について、農地や土に投入すれば役割を果たすが、そうしないと産業廃棄物になるという取扱いには、何か違和感を持つ。

廃棄物の処理でリサイクル化を進めていこうという考え方の中で、こういう取扱いについては、今後検討する必要があるのではないかと思う。手間暇かけてたい肥を作るのだから、これはあくまでもたい肥である。それを、そこら辺へ捨てる则不法投棄になるという取扱いについては今後みんなで考えていただきたいと思う。

廃棄物の処理についていろいろな規制を設けることで事業が成り立つというなら、ある意味よいことかもしれないが、我々の身の回りでは、これまで木くずや枯れ草は燃やしていたのに、今は燃やすと警察に通報され、警察が来てびっくりして神経衰弱になったお年寄りもいるという、笑い話のような話も聞いている。この辺について、もう少し幅広い考え方をすることができないのかということをおきたい。

(長林議長)

低炭素化社会の実現に向けては、やはり、廃棄物の処理のありかたも見直すべき点があるだろうというので、今後この部会の課題として、また行政の課題として取り上げていただければありがたいという御指摘ということによろしいか。

(堀金委員)

47頁の県外物の今後の取扱い方針について説明いただいたが、「状況を踏まえながら指導していくこととします」といった、何か含みを持った言い方でなく、先ほどの次長の説明にあったような、景気の動向云々といった文言が何か少し入れば、もっと膨らんでくるのではないかと思った。

また、43頁の市町村の役割のところの産業廃棄物の再生利用製品云々についてだが、各町村単位でどのように再生利用を行うかということが大事なことだと思うが、町村間のばらつきがあってはならないと思うし、町村単位のシステムと同時に、県の方でも方針としてきちんと取り組んでいただきたい。

それから、処分場の残余年数についてだが、当分の間は大丈夫だという安易な気持ちから県外物20%枠というものがあるのではないかと思うが、産業廃棄物に対する県民の目は非常に厳しいものがある。

処分場については、福島県の場合、これだけ林業が途絶えている国有林があるので、何十年かを見据えて、国交省や処理業者と組んだりして、それらを活用するといったようなことはできないのかなと思う。

県民の目が非常に厳しい中、不法投棄などは依然変わらず、南会津などにはまだまだ山ほど不法投棄の残さが残っている。そのようなことを考えた上で、今後五年間の計画が有効に行くよう、県民がある程度納得のいくようなものを出していただきたい。

なぜこのようなことを言うのかというと、この前、福島市のあらかわクリーンセンターを視察に行った時に、そこの担当の方から、現在はプラスチック類がだぶついており、再生利用されずに燃やされているという話を聞き、そういう現実につい

て、県が、町村や行政区と組んで今後どうするのかということ、この計画の中にきちんと入れていかないと、絵に描いた餅になってしまうだろうと危惧しているからである。

(福島委員)

52頁のアスベストの説明で、いきなり「せきめん」「いしわた」とひらがなで書かず、「石綿(せきめん・いしわた)」と書いたほうがよいのではないか。

(齋藤産業廃棄物課長)

別途、整理する。

(長林議長)

それでは、ただいま多く御指摘をいただいた文言の訂正等については部会長にお任せいただき、事務局で直したものを基に、また全体会でお諮りしたいと思うが、よろしいか。

(各委員)

異議なし。

#### (4) 議事(2) 水環境保全基本計画の改定について

◆資料2-1等により事務局(猪狩水・大気環境課長)から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(長林議長)

資料2-2-1について、たくさんの意見に対応した内容の報告があったが、全体を通し改定案を見て、提案されたところがうまく対応できているかどうかも含めて、意見をいただきたい。

(渡部委員)

36頁の23行目に「休耕田に水を張るなど、」と記載されている。私は農業委員をしており、昨年12月に農業委員全員で休耕田や耕作されていない農地を調査した。その調査の中で、休耕田にも色々な形態があることが確認された。

20～30年間休耕田だったところは、ヤナギの木が生えており、水を張っても水田が持つ機能を果たすことができないと感じた。

2、3年程度の休耕田であれば、計画に書かれていることも可能だと思うが、水田が本来持っている水源かん養機能を果たすためには、水田として耕作されていないと現実的には不可能だ。その辺の表現の仕方を考えていただきたい。

農業振興によって農地が活かされれば、水源かん養機能の向上が図られると私は考える。

(猪狩水・大気環境課長)

確かに休耕田の場合、ヤナギが生えているような場所は水源かん養機能が十分に果たされないが、ここで記載している意味は、利用できる休耕田について水張りをしたうえでかん養機能等を持たせるという意味で記載している。

(長林議長)



渡部委員の視点は非常に大事である。全体の施策の進行があつてこそ水源のかん養がなされるのは当然の話だ。計画に記載する文としてうまく表現していただきたい。

(和田委員)

6頁の10行目「水質発生源対策や…」と今回修正されている。発生源に生活排水以外のものがあると明記したのは結構だが、この水質発生源という言葉は普通使用されるのか。おそらく水質汚染の発生源を指すものと思うが、こういう表現が一般的かどうか分からない。

(猪狩水・大気環境課長)

前の表現では「生活排水対策など」になっており、「生活排水」が主で「など」が明確でないため修正した。いわゆる生活排水以外で人為的に排出されるものは事業場からの排水などがあり、ここでは、工場・事業場からの排水という意味で「水質発生源」と表現した。

「発生源」の表現が一般的でないということであれば、工場・事業場等からの排水という表現に変更する。

(長林議長)

この文章を改めて見ると、水質汚濁の発生源対策ということ。「汚濁」を入れた方が良い。「水質発生源対策」という用語は一般的ではないように思う。「水質汚濁の発生源対策」であれば分かるが。

(猪狩水・大気環境課長)

「発生源」は行政用語であり一般的ではないので、「工場・事業場などにおける対策」などの表現に修正する。

(佐藤幹雄委員)

6頁、それ以外にも時々出てくるが、「生物多様性」という言葉は水環境に非常に重要な関係がある。「福島県は自然が豊か過ぎて生物多様性が全然理解されていない。」と、福島大学のある先生がおっしゃっていた。

そういうことも踏まえ、水と生物多様性について具体的な例も入れて文言を修正してはどうか。例えば、「生物多様性がカモシカの保護ではない」あるいは、「絶滅危惧種の保護だけではない」ということ、「多様な生き物が同時に同じ場所にすみ、それらが共生していること」の大切さなどをアピールすべきではないか。

(猪狩課長)

6頁の指摘については、基本方針「多様な生物が共生する、人々が親しむ水辺地の保全」の中で生物の多様性について触れている。

佐藤委員の指摘については、自然保護課で生物多様性に関する計画を策定しており、その中で「同じ場所にさまざまな生物が多様に生きられるように」ということが盛り込まれているので、この計画中の水辺地という観点はこの程度の記載とした。

(福島委員)

32頁の32行目の訂正された文章の意味が分かりにくい。「水質汚濁物質の流入や光合成による植物体の増加…」とあるが、なぜ光合成という言葉が必要なのか

が分からない。また、「植物体の増加」の植物体は、例えば、ヨシのような水質を浄化をするための植物が増えたことを指しているのか、それとも、アオコなど水質汚濁の結果として発生するものを想定しているのか。もし后者であれば、「光合成による…」というよりは、「富栄養化による植物体の増加」の方が意味は分かりやすい。

(猪狩水・大気環境課長)

「光合成による植物体」とは、「富栄養化による植物体」という主旨だが、その「富栄養化」という表現を分かりやすくするため、こうした表現とした。

「植物体」は、水中での光合成によって植物プランクトンや藻類が増えるという意味で、それらの総称として使っている。

「光合成による…」の意味は、湖沼などの閉鎖性水域内の富栄養化、つまり、光合成によって植物体が増え、それによってCODが増えるという意味で表現した。

(和田委員)

具体的に植物体の例をあげてみてはどうか。植物体というと、ヨシも入れれば植物プランクトンも入るので、具体的に例を入れた方が分かりやすい。

(猪狩水・大気環境課長)

意見を踏まえ、検討する。

(長林議長)

「水質汚濁成分の流入とそれによる植物体の増加」でも良い。もしくは、具体的に植物体の名称を書いても良いと思われる。

結果として、ヨシや水草が増えたり、植物性プランクトンが異常増殖することを指している文章である。この文章は再検討をお願いする。

(猪狩水・大気環境課長)

今回は資料編も付記している。以前の審議会において、難しい用語等には用語解説を付けるべきとの意見があり、67頁以降に用語解説も付記している。

(掘金委員)

36頁の(4)施策内容の①で数値目標として、耕作放棄地解消面積、森林整備面積と具体的な目標値を出しているが目標達成は無理ではないのか。

目標なので高く掲げても良いが、先の休耕田に関わる意見にもあったように、現実的には、各農家は高齢化して集落営農という取り組みをしながら細々と農業を続けている現状である。

そういうことを考えると、この4年間の目標値として高すぎるのではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

詳細な中身からすると、掘金委員が持たれたような疑問も生じるかと思うが、この「施策の数値目標」は農林水産部で出している目標であり、県の総合計画でも掲げている目標でもある。

(長林議長)

それでは、意見をいただいたので、本日、提言された改定案については、全体として承認いただけたこととし、検討事項が残っている用語の訂正等については、部会長に一任いただき、再度全体会に諮ることにしたい。

(5) 議事(3) 水環境保全基本計画の改定について

◆資料3-1等により事務局(猪狩水・大気環境課長)から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(長林議長)

当計画中には、外来の動植物との兼ね合いが未記載であるが、水環境保全基本計画に網羅されると考えてよろしいか。

(猪狩水・大気環境課長)

特にこの計画の中では、生物についての多様性ということでは特に大きく触れていない。

29頁中の水辺地の動植物の生息・生育環境の中で若干の記載をしている。

(堀金委員)

猪苗代湖は宝であり後世に残さなくてはいけない。

裏磐梯湖沼、猪苗代湖、裏磐梯湖沼周域は国立公園に指定されている特別な地域だが、最近の水源地に関わる新聞などには外国企業が日本の土地をねらって買い占めているという話し散見される。猪苗代湖や裏磐梯湖沼なども将来は買い占められる危険性はあると思われる。そのため、それを未然に防止する対策も念頭に置いてこの地域を守っていかなければならないと思われる。そのような視点を持つよう県には要望したい。

(長林議長)

土地利用計画等を含む難しい問題であると思われる。環境面から広域の土地利用についてどう考えているか。

(猪狩水・大気環境課長)

土地の売買等を所管する課は土地・水調整課である。土地利用調整会議などで、利用用途等を話し合う場があり環境面から意見を出す機会はある。

しかし、外国から土地を守るという視点を当局では持ち合わせていない。

ただ、個人的な見解としては堀金委員が述べられたとおり、外国人が水源地を買収するという行為に対して、対策は必要であると考えます。

(長林議長)

土地利用計画は様々な観点から法の網をかけているが、環境面から意見を言う機会が少ないので、堀金委員が述べたことは非常に重要な視点だと思われる。

(渡辺生活環境総務課主幹)

昨年度策定された福島県環境基本計画の中に、「環境と調和のとれた土地利用推進」という項目で、大規模な開発行為に対しては福島県大規模土地利用事前指導要綱で総合的な事前指導を行い、自然条件に応じ適切かつ合理的な土地利用を誘導するなどし、環境の面にも一定の配慮をしてもらうようにしている。

(佐藤幹雄委員)

水環境の保全の取組みとしてヨシの刈取り等を行うなどとしているが、それを

たい肥化し循環されることにより窒素などの物質が果たして減少するものなのか伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

窒素などの養分を吸収したヨシなどの植物を刈取ることにより、富栄養化物質を湖外へ除去する対策は必要である。化学肥料を使用するのではなく、優良たい肥施設でたい肥化したものを肥料に使用することで、環境に配慮した物質循環が形成され、また、当該地区のみで消費されるのではなく、他の地区でも消費はされることから、窒素・りんは減少すると考える。

(長林議長)

地元の方が居られるので、猪苗代町での物質循環の取組み、予測と効果を含めて御教示願いたい。

(津金委員)

断言はできないが、刈取ったヨシをたい肥化し農業で利用し農作物が窒素などの有機物を取り込み、それが消費されるという循環、地域だけでなく大きな循環として考えると効果はあると思われる。

(長林議長)

推進計画の一番の基本は有機物、窒素、リン等を今まで湖の中に入ったものを循環系のなかにあつたものをできるだけ湖の負荷を減らしてやることによってCODを低減させるということであるので、津金委員が述べられた大きな物質の循環という方向性は望ましい。

(渡部委員)

22頁の25行目の間伐材を重点とした適切な森林整備により、間伐を活用することにより、付加価値を高め、林業の新規就業者対策を行う視点も必要かと思われる。

(長林議長)

ここに書かれている文章で関連する施策、他の課の対応等があれば、併せて教えていただくと助かる。

(猪狩水・大気環境課長)

木質バイオマスなどを燃料として使用することなどはあるが、当該項目では間伐をすることにより水源かん養機能が図られるという観点から記載している。

間伐した後の利用までは考慮されていないが、間伐後に間伐材などがどういふふう循環されるかについては大きな問題であるので農林サイドに対し適切に利用されているのかを確認する。

(長林議長)

具体的な文言の訂正ではなく、姿勢を示すということでよいか。

(猪狩水・大気環境課長)

水源かん養機能を保つためには間伐が大変重要であり、そのための施策を展開することが重要と認識している。

(渡部委員)

31行目のところに林業の新規就業者を支援していくと明記してあるわけだか

ら、全然関係ないわけではないと思う。

農業も林業も新規就業者がいないということで大変な状況に置かれていることから、環境問題も含めて農業者や森林をやる方が増えてくるということは環境保全にもつながってくる大事な観点だと思われるので重視いただきたいと思う。

(猪狩水・大気環境課長)

大変失礼した。渡部委員の述べられたとおり、新規就業者を支援するということが施策の中に含めてやっていきたい。具体的には農林部の森林整備サイドと協議し、より具体的な施策ができるようにしていきたい。

(福島委員)

1頁の計画改定の趣旨のうち19行目からの文章が非常に読みにくい。文章がとてつもなく長いので少し切った形で文章を整理した方が伝わる文章になると思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

修文について検討したい。

(長林議長)

他にいかがか。本計画に沢山の御意見を頂戴し、全てに対応していただいたと言うことである。そして本日、全体を通じて一部文言修正についての意見が出たので、対応いただくこととする。その上で次回全体会に諮ることになる。

#### (6) その他

委員からは特になかった。

事務局（渡辺生活環境総務課主幹）より、今後の審議日程について説明がなされた。

以上で議事を終了した。

#### (7) 閉会（司会） 渡辺生活環境総務課主幹